

「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の 審査基準改訂について

1. 審査基準改訂の基本方針

- ・ 厳しすぎる判断や判断のばらつきを是正するため、説明が不十分な箇所の記載の補足、明確化のための改訂を行う。
- ・ 記載要件の審査基準が要件ごとに異なる時期に改訂されてきたために生じていた各要件間での不整合について、整合を図る観点での改訂を行う。

2. 審査基準改訂骨子（案）の概要

2. 1 第36条第6項第1号

第36条第6項第1号の判断手法は現状どおりとし、以下の観点で、審査基準の記載を補足、明確化する。

- ・ 判断手法に関する記載
- ・ 審査官が拒絶理由通知に記載すべき内容
- ・ 拒絶理由通知に対する出願人の対応（実験成績証明書の参酌等）に関する記載

2. 2 第36条第6項第2号

基本的な考え方は現状どおりとし、その考え方を明確化するとともに、以下の場合について、第36条第6項第1号の要件等の他の要件との整合性を考慮しつつ、基本的な考え方に沿った説明となるように整理する。

- ・ 発明を特定するための事項の技術的意味が理解できない場合
- ・ 請求項が機能・特性等による表現を含む場合
- ・ 請求項が製造方法によって生産物を特定しようとする表現を含む場合

2. 3 第36条第4項第1号

拒絶理由通知に対する出願人の対応（実験成績証明書の参酌等）に関する記載を補足、明確化する。

2. 4 事例集

事例を整理すると共に、事例の内容を充実させる。